

# 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

【手数料】

地方公共団体情報システム機構 宛		長宛	
個人番号※1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 顔写真貼付欄                  サイズ                  (縦 4.5cm×横 3.5cm)                  ・最近6ヶ月以内に撮影                  ・正面、無帽、無背景のもの                  ・裏面に、氏名、生年月日                  を記入してください。             </div>		
氏名※2			
住所※2			
生年月日※2	性別※2	男 ・ 女	
旧氏又は通称 ※2・3			
電話番号※4	外国人住民の 区分		
点字※5	点字表記を希望する (最大24文字まで、濁点等は1文字)	<input type="checkbox"/>	在留期間等 満了日の有無
			在留期間等 満了日

※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。  
 ※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。  
 ※3 あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏又は通称が記載されます。  
 ※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。  
 ※5 氏名の点字表記をご希望の場合、を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されている  
 方がりがない (最大24文字まで、濁点等は1文字) が点字で表記されます。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日  
 申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認いただき、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、を黒く塗りつぶしてください。  
 署名用電子証明書※  
 利用者証明用電子証明書  
 ※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。  
 【ご注意】電子証明書は、マイナンバーポインントや健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請、マイナンバーカードへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。

15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人記載欄	よりがな	本人との 関係
代理人 氏名		
代理人 住所	〒	(電話番号： )

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

事務処理記載欄	
---------	--

## イ 写真の添付

交付申請書には、次に掲げる要件を満たす写真の添付を求める（令第13条、省令第21条）。ただし、交付申請書の提出時に交付申請者の写真を撮影することとする市町村においては、この限りでない。

- (ア) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真であって裏面に氏名等を記載したもの
- (イ) 縦の長さが4.5センチメートル、横の長さが3.5センチメートルの大きさのもの

## ウ 交付申請書の保存

交付した個人番号カードに係る交付申請書の保存は当該交付申請書を受理した日から15年間、機構が行うものとする（省令第23条）。保存の方法は、原本や写しを保存する方法でなくとも、電磁的方法によることとして差し支えない。

## エ 住所地市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出

住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして次に掲げる事情があるときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出することができる（令第13条第2項、省令第22条）。

- (ア) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることができること。
- (イ) 交付申請者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。
- (ロ) 交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- (ハ) 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- (ニ) 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（18歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる事情に準ずると認められる事情があること。

## オ 郵便等又は代理人による交付申請書の提出

郵便等又は代理人による交付申請書の提出については、交付申請者が本人であることの確認を個人番号カードの交付時に行うことを前提に、その受理を行うことができる。

## カ 電子情報処理組織を使用した交付申請

次に掲げる電子情報処理組織を使用した交付申請については、交付申請者が本人であることの確認を個人番号カードの交付申請時又は交付時に行うことを前提に、その受理を行うことができる。

- (ア) QRコード（交付申請書番号（統合端末又は機構の交付申請書の用紙に付与される番号をいう。以下同じ。）及び個人番号カードの申請に係る機構のホームページのアドレスに関する情報を国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18004を用いて格納した図形をいう。以下同じ。）を使用して、総務大臣が適当と認めるスマートフォンその他の端末から当該ホームページを通じて個人番号カードの申請に係る情報の送

信を行う方法

- (イ) QRコードを使用して、総務大臣が適当と認める自動証明写真機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法
- (ウ) 交付申請者の使用に係る電子計算機から(ア)のホームページに交付申請書番号を入力して機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法
- (エ) (ア)から(ウ)に掲げる方法以外の方法で、交付申請について、入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子署名と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う方法（情報通信技術活用法第6条第1項並びに情報通信技術活用法施行規則第4条第1項及び第2項）

キ 二重交付の禁止

既に個人番号カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けようとする場合、第5及び第6の場合を除き、個人番号カード運用状況が運用中又は一時停止であるときは、交付申請書を受理することができない（省令第24条）。

ク 交付申請書の情報の更新及び登録

個人番号カードの交付を受けていない者について、個人番号カードの作成に必要となる情報のうち次に掲げる事項に変更があった場合には、当該情報を最新にするために、統合端末において個人番号カードの交付申請書の情報を更新し、登録する。

また、統合端末の設置をしていない支所において次に掲げる事項の変更届出があった場合にも、後日、統合端末において個人番号カードの交付申請書の情報を更新し、登録する。

(ア) 氏名（氏名のふりがなを含む。）、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、旧氏又は通称

(イ) 在留することができる期間（外国人住民において、住基法第30条の45に規定する区分その他在留資格の変更等があった場合に限る。）

なお、住民が現に来庁している場合には、統合端末から出力した個人番号カードの交付申請書（住民記録システムとコミュニケーションサーバが変更処理について即時に連携していない場合で、(ア)に掲げる事項について変更があるときは、空白の個人番号カードの交付申請書）を手交等することにより、個人番号カードの交付申請を行うよう案内することが適当である。その際、個人番号通知書とともに発送された交付申請書の用紙については、当該用紙に記載された情報を書き換えることにより使用できる旨を説明する。

ケ 交付申請の取消し

個人番号カードの交付申請者から、個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第4-3-(1)-Cに掲げる書類を提示させる等により本人確認を行い、統合端末において個人番号カードの交付申請書のカード発行状況を確認のうえ、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。

電話による申出も受理することとし、氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号等の申告を求め、本人確認を行う。

また、代理人による申出も受理することとし、本人確認とあわせて、交付申請者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。

交付申請取消しの申出の受理状況について、交付申請取消しの対象者、申出者、申出の受理日、交付申請の取消理由等を記載した市区町村任意様式の記録簿を作成し、管理する。

なお、再度個人番号カードの交付申請を行うには、新たに交付申請書番号を生成する必要があるため、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報を入力の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申出者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。（窓口において、当該住民が交付申請書の手交を望まない場合であっても、当該住民が手書用交付申請書により

市町村を通さずに申請する場合に備えて、交付取りやめ処理の後、速やかに交付申請書情報入力を実施する。)

交付申請取消申出書の様式は、別紙様式第1のとおりとする。なお、電子証明書発行／更新取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は別紙様式第2のとおりとする。

コ 個人番号カードの交付申請等のために来庁した外国人住民の在留することができる期間の満了日が残り1月程度以内である場合の案内

個人番号カードの交付申請等のために来庁した外国人住民の在留することができる期間の満了日が残り1月程度以内である場合には、在留期間の更新等をした後、クにより手交される統合端末から出力した個人番号カードの交付申請書を使用して交付申請を行うよう案内することが望ましい。

個人番号カード  
交付／再交付申請取消申出書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※		性別 ※	男・女
申請書 ID				
氏名				
住所				
電話番号				
取消理由				

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード 交付／再交付申請 取消申出書  
電子証明書 発行／更新申請 取消申出書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
申請書 ID			
氏名			
住所			
電話番号			
取消理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係
住所	
電話番号	

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・ 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・ 電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

## 2 発行

ア 機構が個人番号カードを発行するにあたっては、特に写真の取違え等が生じることのないよう、その券面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。

また、写真については、適宜、写真のトリミング、拡大縮小等を行い、本人確認書類として適切な写真の表示に努めること。

イ 個人番号カードを発行する際に、住民票コードをその内部に記録した日から起算して、下記の区分に応じた有効期間を設定する（省令第26条及び第27条第1項）。

(ア) 日本の国籍を有する者、中長期在留者（在留資格が高度専門職第2号又は永住者である者に限る。）及び特別永住者

A 発行の日において20歳以上の者 発行の日から発行の日後10回目の誕生日まで

B 発行の日において20歳未満の者 発行の日から発行の日後5回目の誕生日まで

(イ) 中長期在留者（在留資格が高度専門職第2号又は永住者である者を除く。） 発行の日から在留期間の満了の日まで

(ロ) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 発行の日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで

(エ) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から60日を経過する日まで

ウ 個人番号カードの交付を受けた後に次に掲げる場合に該当することとなった外国人住民は、イにかかわらず、住所地市町村長に対し、個人番号カードを提示して、その有効期間について、次に定める期間とすることを求めることができる（省令第27条第2項）。

(ア) 適法に本邦に在留できる期間が延長された場合 発行の日から延長された適法に在留できる期間の満了の日（第4-2-イ-ア）が適用されていたと仮定した場合における有効期間が満了する日（以下「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第2号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで

(イ) 在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 発行の日から在留できる期間の満了の日（仮定有効期間満了日が、当該残留できる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

なお、本人以外の者による在留期間更新に伴う有効期間変更については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該申請を受理しても差し支えない。

在留期間更新に伴う有効期間変更申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書発行／更新申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

## 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
現に有する 在留資格	在留期間の 満了日	在留期間	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

有効期間の 変更理由 ※2	<input type="checkbox"/> 在留期間更新 <input type="checkbox"/> 在留期間の特例	<input type="checkbox"/> 在留資格変更	新たな 在留期間 満了日 ※3	
新たな 在留資格 ※4	新たな 在留期間 ※5			

※2 在留期間の延長種別について、いずれかの□欄にチェックをつけてください。

※3 在留期間の特例の場合は、在留期間の満了日から2ヶ月後の日付を記載してください。

※4 在留資格の変更を伴う場合は、新たな在留資格名を記載してください。

※5 在留期間の特例の場合は、2ヶ月と記載してください。

※ お持ちの個人番号カードの発行日から10回目（20歳未満の場合は5回目）の誕生日又は新たな在留期間満了日のいずれ  
れか早い日が新たな有効期間となります。

代理人申請の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

## 市町村記載欄

外国人住民の区分	
在留期間等満了日の有無	
在留期間等満了日	

## ※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の更新申請書と統合することとして差し支えありません。



個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書  
電子証明書 発行／更新申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
現に有する 在留資格	在留期間の 満了日	在留期間	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

有効期間の 変更理由 ※2	<input type="checkbox"/> 在留期間更新 <input type="checkbox"/> 在留期間の特例	<input type="checkbox"/> 在留資格変更	新たな 在留期間 満了日 ※3	
新たな 在留資格 ※4			新たな 在留期間 ※5	

- ※2 在留期間の延長種別について、いずれかの□欄にチェックをつけてください。
- ※3 在留期間の特例の場合は、在留期間の満了日から2ヶ月後の日付を記載してください。
- ※4 在留資格の変更を伴う場合は、新たな在留資格名を記載してください。
- ※5 在留期間の特例の場合は、2ヶ月と記載してください。
- ※ お持ちの個人番号カードの発行日から10回目（20歳未満の場合は8回目）の誕生日又は新たな在留期間満了日のいずれか早い日が新たな有効期間となります。

電子証明書の更新を併せて希望される場合、該当する□欄にチェックをつけてください。

申請内容	署名用電子証明書の更新 <input type="checkbox"/>
	利用者証明用電子証明書の更新 <input type="checkbox"/>

代理人申請の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

市町村記載欄

外国人住民の区分	
在留期間等満了日の有無	
在留期間等満了日	

※ 事務処理記載欄

受付担当者		受付年月日	
		令和 年 月 日	
署名用 電子証明 書	通信の有無	破棄／職権失効の有無と回数	発行手数料額
	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	円
利用者証 明用 電子証明 書	通信の有無	破棄／職権失効の有無と回数	発行手数料額
	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	円
		無通信、破棄／職権失効及び発行手数料無料の理由	
		無通信、破棄／職権失効及び発行手数料無料の理由	

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

エ 個人番号カードを発行した後、直ちに交付申請者に個人番号カードを交付する場合及び第4-3-(2)又は(3)の方法により個人番号カードを交付する場合を除き、交付申請者に個人番号カード交付通知書を送付する。

個人番号カード交付通知書は、転送不要郵便物等として送付する。

ただし、申請者から、やむを得ない理由（長期入院、自宅改築（新築）中、罹災等）により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合には、例外として転送可能郵便とすることとして差し支えない。この場合、当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の送付や提出などを求めることが適当である。また、必要に応じ、転送先に電話等により連絡を行い、個人番号カードの交付申請が本人の意思に基づくものであることを確認することが適当である。

また、個人番号カード交付通知書の郵送方法に係る申請者への事前の周知・説明等について、遺漏のないよう対応すること。

### 3 交付

#### (1) 交付時来庁方式による交付方法

市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により発行された個人番号カードの送付を機構から受けたとき、その者に係る個人番号カードを交付するものとする（法第17条第1項）。

市町村長は、交付申請者に対し、住所地市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより（法第17条第1項、令第13条の2、令第13条第4項本文、規則第4条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。

次に掲げる書類による本人確認については、暗証番号の照合や表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と交付申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第5-3の再交付又は第6-3の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了後の個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。

また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、あわせて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。

なお、当該判定に先立ち、交付申請者に対し、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を判定するため、顔認証システムを活用すること、及び撮影した画像は当該判定以外に利用せず、かつ、保存されないことを説明する。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとしても差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとしても差し支えない。

A 次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、次に掲げるいずれかの書類

住民基本台帳カード、個人番号カード（第4-3-(4)又は(5)の代理人に対する交付、第5-3の再交付又は第6-3の有効期間内の交付の場

合を想定している。) 、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。) 、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの

- (A) 書類の暗証番号の入力を求めること。
- (B) 書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認すること。
- (C) 交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

なお、住民基本台帳カード又は個人番号カードによる本人確認においては(A)の措置をとること。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、(B)又は(C)の措置をとることとして差し支えない。また、半導体集積回路が組み込まれた運転免許証、在留カード及び特別永住者証明書による本人確認においては(B)の措置をとること。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、(C)の措置をとることとして差し支えない。その他の書類による本人確認においては、(C)の措置をとること。

(C)の措置に係る市町村長が適当と認める事項としては、世帯構成、同一世帯の者の生年月日等が考えられる。

B Aの措置をとることが困難であると認められる場合には、Aの書類のうち市町村長が適当と認める二以上の書類

C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

- (A) Aに掲げる書類のうち市町村長が適当と認めるもの
- (B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの(住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)

なお、(B)における市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等のほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類(別紙様式第1-1)を、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類(別紙様式第1-2)を、交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類(別紙様式第2)を利用することも考えられる。

D A、B又はCの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書(以下単に「回答書」という。)及び次のいずれかの書類

- (A) 第4-3-(1)-C-(A)に掲げる書類
- (B) (A)の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認める二以上の書類(住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)

市町村長が適当と認める書類については、第4-3-(1)-C-(B)に準じて取り扱う。

回答書に係る市町村長が適当と認める方法として、本人確認を行う際に個人番号通知書の提示又は第9-4の経過措置により通知カードの返

納を受けた場合に限り、その場で交付申請が本人の意思に基づくものである旨を記載した文書の提出を求めることとして差し支えない。

回答書は、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、転送不要郵便物等として送付することとする。市町村長がやむを得ない理由があると認める場合としては、長期入院、自宅改築（新築）中、罹災等により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合が考えられる。この場合、当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の送付や提出などを求めることが適当である。また、必要に応じ、転送先に電話等により連絡を行い、個人番号カードの交付申請が本人の意思に基づくものであることを確認することが適当である。

また、交付申請者に対する照会書は、第4-2-エの個人番号カード交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

E AからDまでの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、第4-3-(1)-A-(C)の措置をとるときは、回答書、第4-3-(1)-C-(B)に掲げる書類及び次のいずれかの書類（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるものに限る。）

- (A) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (B) 次に掲げるいずれかの社会保険料の領収証書
  - a 健康保険の保険料
  - b 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
  - c 後期高齢者医療制度による保険料
  - d 介護保険の保険料
  - e 労働保険料
  - f 国民年金の保険料
  - g 農業者年金の保険料
  - h 厚生年金保険の保険料
  - i 船員保険の保険料
  - j 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による掛金
  - k 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による掛金
  - l 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定により加入者として負担する掛金
  - m 恩給法（大正12年法律第48号）第59条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金
- (C) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書  
これらに準ずるものとしては、固定電話、日本放送協会に対し支払う受信料等が考えられる。

個人番号カード交付通知書兼照会書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書発行通知書兼照会書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

別紙様式第1-1

### 個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

別紙様式第1-2

### 個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。  
(指定居宅介護支援事業者の長記載)

氏名

(介護支援専門員記載)

事業者名			
事業者の住所			
氏名			
電話番号			

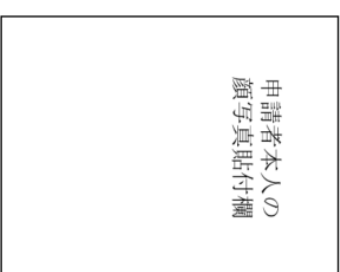
個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			



私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(法定代理人記載)

氏名	
本人との関係	
電話番号	

〒102-0082  
東京都千代田区一番町25番地

住民 太郎 様

令和 年 月 日

△△△△長  
〇〇 〇〇

印

## マイナンバーカード交付通知書

- ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書 (はがき)

B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード (お持ちの方のみ)

C本人確認書類 (以下のアの書類を1点。アがない場合は、イを2点持参してください。)

ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など

イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など

※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

- ・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
- ②代理権の確認書類 (戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。) も持参して、同行してください。

△△△△長 宛

令和 年 月 日

マイナンバーカード交付の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所

本人の氏名

(以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。)

- ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。

※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカードの受領権限を委任します。

代理人の住所

代理人の氏名

①住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)

②券面事項入力補助用暗証番号 (数字4桁)

□	□	□	□
□	□	□	□

- ・詳細は、マイナンバーカード総合サイト (XXXX@XXXX) をご覧いただくか、コールセンター (XXXX-XXXX) または市町村にお問い合わせください。

〒102-0082

東京都千代田区一番町25番地

住民 太郎 様

様式第2

令和 年 月 日

△△△△長  
〇〇 〇〇

印

### マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

- ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

- A本通知書 (はがき)
- B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード (お持ちの方のみ)
- C本人確認書類 (以下のアの書類を1点。アがない場合は、イを2点持参してください。)
- ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など
- イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など
- ※ 「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

〔15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類②代理権の確  
認書類 (戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。) も持参して、同行してください。〕

△△△△長 宛

令和 年 月 日

マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所

本人の氏名

(以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。)

- ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来行が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
- ※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所

代理人の氏名

①署名用電子証明書暗証番号 (大文字英字・数字混合6～16文字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②利用者証明用電子証明書暗証番号 (数字4桁)

--	--	--	--

③住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)

--	--	--	--

④券面事項入力補助用暗証番号 (数字4桁)

--	--	--	--

同一でも可

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト (XXXX@XXXXXX) をご覧いただくか、コールセンター (XXXX-XXXXXX) または市町村にお問い合わせください。



(2) 申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

交付申請者が、住所地市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出したときは、以下のいずれかの方法により、個人番号カードを交付することができる（令第13条第4項ただし書、省令第23条の4）。

これらの場合においては、交付申請者から(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに個人番号カードを送付する前に住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者が本人であることを確認する。

本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

イ又はウの場合においては、交付申請者からイ又はウの方法により確実に交付を受けることができる旨を記載した書面の提出を求めることとする。当該書面は、暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書と兼ねることとして差し支えない。

ウの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類をあわせて提出させる。

ア 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により送付する方法

イ 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

ウ 病院への入院その他のやむを得ない理由によりア又はイに掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

(3) 住所地市町村長以外の市町村長による申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

第4-1-エに掲げるいずれかの事情があり、交付申請者が、住所地市町村長以外の市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出したとき、個人番号カードの交付及び本人確認の方法は、(2)に準じて取り扱う。

住所地市町村長以外の市町村長は、次に掲げる書類を住所地市町村長に送付する（規則第5条）。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

ア (1)に掲げるいずれかの書類の写し

イ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書

ウ 本人確認を行った旨を証する書類

交付申請者が第4-1-エ(イ)から(カ)までに掲げる事情がある場合においては、公共料金の領収書等、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外の居所に居住していることを証する書類をあわせて提示させる。なお、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長が交付申請者の居所情報をあらかじめ把握している場合には、提示を求めないこととしても差し支えない。また、交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、あわせて住所地市町村長に送付する。

暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号設定依頼書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

また、(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受け本人確認を行った旨を証する書類の様式は、次に掲げる様式第3のとおりとする。

個人番号カード 暗証番号設定依頼書  
兼 個人番号カード送付先情報登録申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号			
生年月日 ※1		性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			

送付方法	<input type="checkbox"/> 書留郵便による送付を希望 ※確実に受け取ることができる方に限り、書留郵便による送付が可能です。 ※通常は本人限定受取郵便により送付します。
個人番号カード送付先 ※2	
住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由 (※2)	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 大枠内は、住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

①住民基本台帳用 暗証番号				
②券面事項入力補助用 暗証番号				

①住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号  
②個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

※ 事務処理記載欄	
受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の暗証番号設定依頼書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書  
兼 個人番号カード送付先情報登録申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			

送付方法	<input type="checkbox"/> 書留郵便による送付を希望 ※確実に受け取ることができる方に限り、書留郵便による送付が可能です。 ※通常は本人限定受取郵便により送付します。
個人番号カード送付先 ※2	
住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由 (※2)	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 大枠内は、住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

設定する暗証番号に○をつけてください。

設定する暗証番号	①署名用電子証明書	②利用者証明用電子証明書
	③住民基本台帳用	④券面事項入力補助用

①署名用電子証明書 暗証番号																				
②利用者証明用電子証明書 暗証番号																				
③住民基本台帳用 暗証番号																				
④券面事項入力補助用 暗証番号																				

①署名用電子証明書を利用するための暗証番号  
※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際に、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み。  
②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号  
※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際に、利用者本人であることを証明する仕組み。  
③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号  
④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

※ 事務処理記載欄	受付担当者	受付年月日
		令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

(様式第3)

令和 年 月 日

〇〇市区町村長 殿  
(個人番号カード担当課扱い)

〇〇市区町村長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則

第5条の規定に基づき本人確認書類の提示に関する通知書

貴団体の住民基本台帳に記録されている別紙に掲げる者から、個人番号カードの交付申請書の提出に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第4条に掲げる本人確認書類の提示を受けましたので、同規則第5条の規定に基づき、經由市町村長としてその旨を通知します。

担当：〇〇市区町村〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇、▽▽  
(電話番号) 00-00000-0000 (FAX番号) 00-00000-0000

様式第3別紙 経由市町村長を経由して個人番号カードの交付申請書の提出を行った者一覧

No.	氏名	生年月日	個人番号 (12桁)	通知カード 返納の有無	住基カード 返納の有無	書留郵便に よる送付の 有無	個人番号カードの送付先	経由市町村を 経由する事情 (※2)
例	番号 花子	昭和〇年〇月〇日	123456789012	有	無	有	〇〇県△△市×-◇-★	②
例	番号 太郎	平成〇年〇月〇日	123456789012	無	無	無	●●県◇◇町△-◇-★	③
例	カード ツウチ	19〇〇年〇月〇日	123456789012	有	有	有	◎◎県▲▲村×-▽-×	④
1				有・無	有・無	有・無		
2				有・無	有・無	有・無		
3				有・無	有・無	有・無		
4				有・無	有・無	有・無		
5				有・無	有・無	有・無		

※1 申請者が多い場合は、適宜行を追加してください。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第22条の2各号に規定する事情のうち、該当する号の番号を記載してください。

- ①：法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて2以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることができること。
- ②：交付申請者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。
- ③：交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難していること。
- ④：交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている市町村の区域外に居住していること。
- ⑤：交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（18歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- ⑥：②から⑤までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

住所地市町村長以外の市町村長により行われた本人確認の結果については、その事実及び本人確認の際に提示を受けた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。また、送付を受けた書類及び書類の写しについては、必要に応じ、住所地市町村長の判断により、保存することとしても差し支えない。

(4) 15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合の交付方法

15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合、その法定代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類により、法定代理人が本人であることを確認する。ただし、以下の場合には、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

ア 本籍地が管内であるなど、市町村が法定代理人であることを確認できるとき。

イ 15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できるとき。

ウ 15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯であることが住民票により確認でき、法定代理人から交付申請者の法定代理人である旨を誓約する書類の提出を受けたとき。本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

また、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本その他その資格を証明する書類に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類により、復代理人が本人であることを確認する。

ただし、15歳未満の者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める都道府県による委託を受けた里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に監護されている場合、又は、同法に定める児童福祉施設に入所している場合であって、以下の事由に相当する場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 児童虐待等の理由により法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難である場合

(ア) 里親等に監護されている場合

里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適當と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等の本人確認を(1)に準じて行う。

(イ) 児童福祉施設に入所している場合

児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適當と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員の本人確認を(1)に準じて行う。

イ 法定代理人が不在である場合

(ア) 里親等に監護されている場合

里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適當と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等の本人確認を(1)に準じて行う。

(イ) 児童福祉施設に入所している場合

児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適當と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員の本人

確認を(1)に準じて行う。

(5) 交付申請者の代理人に対する交付方法

病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる（令第13条第5項）。

長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして交付申請者の出頭が困難であると認められるときや、交付申請者が未就学児であるときは、やむを得ない理由として考えられる。

交付申請者の代理人に個人番号カードを交付する場合には、代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げる全ての書類を提示させ（令第13条第5項及び規則第13条から第16条まで）、交付申請者の出頭が困難であること、代理人の代理権の存在、代理人が本人であること及び交付申請者が本人であることを確認する。

なお、ウに掲げる書類による本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

また、必要に応じ、適宜、交付申請者に直接申請意思を確認する等慎重に行うことが適当である。

ア 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足る資料

なお、アの資料としては、診断書、本人の障害者手帳、本人が施設等に入所している事実を証する書類などが考えられる。

イ 代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）

(ア) 代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

(イ) 代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

なお、委任状は、第4-2-エの個人番号カード交付通知書及びオの回答書と兼ねることとして差し支えない。

ウ 代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類については、第4-3-(1)-AからCまでに準じて取り扱う。

エ 交付申請者の本人確認書類（次のいずれかの書類）

(ア) 次の各号に掲げる書類のうち二以上（Aに掲げる書類から一以上）

A 第4-3-(1)-Aに掲げる書類

B Aに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

Bにおける市町村長が適当と認める書類については、第4-3-(1)-C-(B)に掲げる書類（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）が考えられる。

(イ) (ア)の書類の提示を受けることが困難な場合は、次に掲げる書類

A 第4-3-(1)-Aに掲げる書類

B 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手

当証書その他の市町村長が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

Bにおける市町村長が適当と認める書類については、第4-3-(1)-C-(B)に掲げる書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）が考えられる。

(ウ) (ア)又は(イ)の書類の提示を受けることが困難な場合は、次に掲げる書類

A (ア)-Bに掲げる書類

B (イ)-Bに掲げる書類のうち二以上

オ 回答書

交付申請者に対する照会書は、第4-2-エの個人番号カード交付通知書と兼ねることとして差し支えない。また、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

#### (6) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 交付申請者又はその法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる（省令第33条第1項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、交付申請者又はその法定代理人の同意を前提として暗証番号を代行して入力することを含め、市町村職員や介助者による必要な補助を行うこととして差し支えない。なお、暗証番号の決定を代行することは認められないことから、暗証番号を代行して入力する際には、入力を代行する市町村職員以外の市町村職員が本人の意思を確認するなど、本人が暗証番号を決定したことについて十分な確認を行うものとする。

また、個人番号カードの交付を行うにあたっては、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

イ (2)又は(3)の方法により個人番号カードを交付する場合は、交付申請者に住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を暗証番号設定依頼書に記載させ、住所地市町村長に届出をさせたうえで、住所地市町村の職員が当該暗証番号を設定する。ただし、第4-1-エの場合にあつては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して住所地市町村長に届出をさせた上で、住所地市町村の職員が当該暗証番号を設定する（省令第33条第2項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

また、暗証番号の届出をさせるにあたっては、設定を依頼した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

なお、個人番号カード設定暗証番号記載票の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書設定暗証番号記載票の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。



\_\_\_\_\_ 様

〇〇〇〇〇〇課  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 設定暗証番号記載票

暗証番号は、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。  
また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。  
なお、暗証番号は、入力を連続して3回間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越しいただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

①住民基本台帳用 暗証番号				
②券面事項入力補助用 暗証番号				

- ①住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号
- ②個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

様

〇〇〇〇〇〇課  
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇

個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

暗証番号は、電子証明書ごと、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。

また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。

なお、暗証番号は、入力を連続して3回（署名用電子証明書は5回）間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越しいただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

①署名用電子証明書 暗証番号																					
②利用者証明用電子証明書暗証番号																					
③住民基本台帳用 暗証番号																					
④券面事項入力補助用 暗証番号																					

- ①署名用電子証明書を利用するための暗証番号  
 ※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていなかどうか等を確認することができる仕組み。
- ②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号  
 ※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組み。
- ③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号
- ④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

ウ 交付申請者の法定代理人以外の代理人に個人番号カードを交付する場合には、回答書等に交付申請者によって住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を記載させ、届出をさせたいうで、市町村職員が当該暗証番号を設定する（省令第33条第3項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

この場合においては、必要に応じ、適宜、記載した暗証番号に交付申請者によって隠蔽シールを貼らせる等、法定代理人以外の代理人等が当該暗証番号を知り得ることのないよう留意する。

#### (7) 個人番号カードの交付に係るその他の留意事項

ア 個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、基本四情報の一部に、代替文字が必要な場合には、交付申請者本人若しくは代理人に選択させた該当部分の代替文字又は交付申請者より事前に申告された代替文字を入力する。原則として交付申請者又は代理人の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者又は代理人に説明し、了解を得たいうで、選択し直すことも差し支えない。

イ 個人番号カードを交付するにあたっては、その券面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。

ウ 個人番号カードを交付した場合は、その処理と連動して、個人番号カード運用状況を運用中とする。

エ 交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、当該住民基本台帳カードのカード運用状況（以下「住民基本台帳カード運用状況」という。）を廃止とし、住民基本台帳カード返納届を添えて、当該住民基本台帳カードを返納させる（番号法総務省関係整備令附則第2条第1項）。ただし、(2)又は(3)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、住民基本台帳カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該住民基本台帳カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取り消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該住民基本台帳カードを交付申請の取り消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第4-3-(6)-イ）までの間に、交付申請の取り消しがない場合については、住民基本台帳カード運用状況を廃止とする。

この場合において、交付申請者が他の届出等とあわせて住民基本台帳カードを返納するときは、当該届出等に住民基本台帳カードを返納する旨を記載することにより、返納届の提出に代えることができる。

また、第4-1-オの場合にあつては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して住民基本台帳カードを返納させること。

なお、郵便等又は代理人による住民基本台帳カードの返納についても、その受理を行うことができる。

オ 個人番号カードの交付を行うにあたっては、交付申請者に対し、既に失効した個人番号カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すものとする（法第17条第7項）。

カ 個人番号カードの交付を行うにあたっては、第4-2-エの個人番号カード交付通知書を計画的に送付する、窓口において迅速にカード交付処理を行うための体制を整備する等の措置を講ずることにより、窓口における交付申請者の待ち時間を可能な限り短縮するよう努めること。

キ 個人番号カードを直ちに交付した場合には、交付申請者にその旨を通知する文書を送付することが適当であること。送付については、第4-2-エに準じて取り扱う。

## 第5 個人番号カードの再交付

### 1 再交付申請書の受理

#### ア 再交付の事由

個人番号カードの交付を受けている者から、次に掲げる事由により直接に又は住所地市町村を経由して機構に対し再交付申請があった場合、その者に係る個人番号カードを再交付しなければならない（省令第28条第1項）。

(ア) 個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合

(イ) 個人番号カードの機能が損なわれた場合

#### イ 再交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録

再交付申請書の記載事項については、第4-1-アに準じて取り扱う。

なお、再交付申請書には、あわせて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第1項）。

再交付申請書は、電子証明書発行／更新申請書と統合することとし、次に掲げる様式とする。

また、個人番号カードの再交付申請を行うには、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施する。

個人番号カード再交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

地方公共団体情報システム機構 宛

長宛)

個人番号※1	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
氏名※2		
住所※2		
生年月日※2	性別※2	男・女
(旧氏文は通称) ※2・3		
電話番号※4	外国人住民の 区分	
点字※5 点字表記を希望する (最大24文字まで、濁点等は1文字) <input type="checkbox"/>	在留期間等 満了日の有無	
再交付を受けようとする事由 ※6	在留期間等 満了日	

顔写真貼付欄

サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日  
を記入してください。

※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。

※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。

※3 あらかじめ住民票への旧氏文は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏文は通称が記載されます。

※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

※5 氏名の点字表記をご希望の場合、を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されている方がな(最大24文字まで、濁点等は1文字)が点字で表記されます。

※6 再交付の事由が「紛失」の場合は、紛失した事実を証する書類等を市町村窓口へ提出してください。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、を黒く塗りつぶしてください。

- 署名用電子証明書※
- 利用者証明用電子証明書

【ご注意】電子証明書は、マイナポイントや健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に(代理人)氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人記載欄	ふりがな	本人との関係
代理人 氏名		
代理人 住所	〒	
(電話番号: )		

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

事務処理記載欄	
---------	--

ウ 写真の添付

写真の添付については、第4-1-イに準じて取り扱う。

エ 再交付申請書の保存

再交付申請書の保存については、第4-1-ウに準じて取り扱う。

オ 住所地市町村長以外の市町村長を経由した再交付申請書の提出

住所地市町村長以外の市町村長を経由した再交付申請書の提出については、第4-1-エに準じて取り扱う。

カ 郵便等又は代理人による再交付申請書の提出

郵便等又は代理人による再交付申請書の提出については、第4-1-オに準じて取り扱う。

キ 電子情報処理組織を使用した再交付申請

電子情報処理組織を使用した再交付申請については、第4-1-カに準じて取り扱う。

ク 二重交付の禁止

個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出とあわせて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第2項）。

なお、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合において、個人番号カードを再交付するときは、その事実を疎明するに足りる書類を提出させるものとする（省令第28条第3項）。当該事実を証明する書類としては、次に掲げるいずれかの書類とする。

(ア) 遺失届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失届受理番号が記載された個人番号カード紛失届

(イ) 消防署又は市町村の発行する罹災証明書

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる書類の提出が困難な場合には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類

なお、(ア)の書類が提出された場合にあっては、その場で当該書類に記載された連絡先に連絡し、遺失届の届出の有無を確認すること。

個人番号カードの返納を受けた場合は、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とし、個人番号カードの返納を受けることができないと認められる場合は、個人番号カード運用状況を廃止とする（省令第28条第4項）。

なお、現に交付を受けている個人番号カードについて住民票コードの読み出しが可能であると認められる場合又はその券面記載事項により本人確認が可能であると認められる場合は、本人の希望により、当該個人番号カードを返却させ、当該個人番号カードと引換えに個人番号カードを再交付することができる。

この場合においては、再交付に際し、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

ケ 個人番号カードの再交付申請の取消しについては、第4-1-ケに準じて取り扱う。

2 発行

発行については、第4-2に準じて取り扱う。

3 再交付

再交付については、第4-3に準じて取り扱う。

ただし、第4-3-(2)又は(3)の方法により個人番号カードの再交付を行う場合には、再交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管

し、再交付申請の取り消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを再交付申請の取り消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第4-3-(6)-イ）までの間に、再交付申請の取り消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。

## 第6 個人番号カードの有効期間内の交付

### 1 交付申請書の受理

#### ア 有効期間内の交付の事由

個人番号カードの交付を受けている者から、次に掲げる事由により直接に又は住所地市町村長を通して機構に対し交付申請があった場合、その者に係る個人番号カードを交付しなければならない（省令第29条第1項）。

(ア) 個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となった場合

(イ) 個人番号カードの表面の追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合

#### イ 交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録

交付申請書の記載事項については、第4-1-アに準じて取り扱う。

なお、交付申請書には、あわせて個人番号カードの交付を受けようとする事由を記載させることが望ましい。

また、個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うには、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申請者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。

#### ウ 写真の添付

写真の添付については、第4-1-イに準じて取り扱う。

#### エ 交付申請書の保存

交付申請書の保存については、第4-1-ウに準じて取り扱う。

#### オ 住所地市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出

住所地市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出については、第4-1-エに準じて取り扱う。

#### カ 郵便等又は代理人による交付申請書の提出

郵便等又は代理人による交付申請書の提出については、第4-1-オに準じて取り扱う。

この場合においては、市町村の判断により、個人番号カードの提示に代えて、その写しを提出させる運用等を行うことができる。

#### キ 電子情報処理組織を使用した交付申請

電子情報処理組織を使用した交付申請については、第4-1-カに準じて取り扱う。

この場合においては、市町村の判断により、個人番号カードの提示に代えて、個人番号カードの有効期間内の交付の事由を満たすことを、他の方法により市町村が確認する運用等を行うことができる。

#### ク 二重交付の禁止

個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、交付申請書の提出とあわせて、現に交付を受けている個人番号カードを提示させる。

#### ケ 個人番号カードの有効期間内の交付申請の取消しについては、第4-1-ケに準じて取り扱う。

### 2 発行

発行については、第4-2に準じて取り扱う。

ただし、第6-1-ア-（ア）の場合の有効期間の設定については、第4-2-イ-（ア）-Aの者については発行の日から11回目の誕生日まで、第4-2-イ-（ア）-Bの者については、発行の日から6回目の誕生日までとして設定を行うものとする（省令第29条第3項）。



### 3 交付

交付については、第4-3に準じて取り扱う。

なお、現に交付を受けている個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付する（省令第29条第2項）。

この場合においては、交付に際し、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

ただし、第4-3-(2)又は(3)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取り消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを交付申請の取り消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第4-3-(6)-イ）までの間に、交付申請の取り消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。

## 第7 個人番号カードのその他の手続

### 1 最初の転入届の受理の際に講ずべき措置

ア 個人番号カードの交付を受けている者が住基法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をする場合には、市町村長は、当該個人番号カードを転入届と同時に提出させ、当該届出の年月日及び新たな住所を表面の追記欄に記載し、「転入」と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第4-3-(6)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する（法第17条第2項及び第3項）。

表面の追記欄への記載により、追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかに個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うよう案内することが適当である。その際には、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申請者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。

イ 同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。）が本人の代理でアの処理を申し出た場合は、本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合が必要であるため、第4-3-(6)ーウに準じて取り扱う（本人と同一の世帯に属する者及び法定代理人であれば、暗証番号を入力させることとして差し支えない。）。

なお、本人以外の者による最初の転入届については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該届出を受理しても差し支えない。

### 2 個人番号カードの券面記載事項の変更届出

ア 市町村長は、第7-1-ア以外の場合において、個人番号カードの券面記載事項に変更が生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び住所を記載した変更届を提出させる（法第17条第4項）。

この場合においては、転居届等に個人番号カードの券面記載事項の変更届出を行う旨を記載することにより、変更届の提出に代えることができる。

イ 個人番号カードの券面記載事項の変更届（転入届の受理の際に第7-1-アの処理がされていない個人番号カード（令第14条第3号に該当していないものに限る。）に係る届出を含む。）の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「転居」、「職権修正」、「転入」等と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第4-3-(6)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。

表面の追記欄への記載により、追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかに個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うよう案内することが適当である。その際には、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申請者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。

同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。）による暗証番号の入力については、第4-3-(6)ーウに準じて

- 取り扱う（本人と同一の世帯に属する者及び法定代理人であれば、暗証番号を入力させることとして差し支えない。）。
- ウ 本人以外の者による変更届については、第7-1-イに準じて取り扱う。
  - エ 券面記載事項変更届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。  
なお、電子証明書新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード  
券面記載事項変更届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
変更理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

変更のある事項について以下に記入してください。

新しい生年月日		新しい性別	男・女
新しい氏名			
新しい住所			

旧氏に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。旧氏の記載・変更  
にチェックをつけた場合は、その通称を記入してください。

旧氏の記載・変更 <input type="checkbox"/>	旧氏の削除 <input type="checkbox"/>
-----------------------------------	--------------------------------

通称に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。通称の記載に  
チェックをつけた場合は、その通称を記入してください。

通称の記載 <input type="checkbox"/>	通称の削除 <input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------------

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の新規発行申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード 券面記載事項変更届  
電子証明書 新規発行申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
変更理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

変更のある事項について以下に記入してください。

新しい生年月日	新しい性別	男・女
新しい氏名		
新しい住所		

旧氏に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。旧氏の記載・変更  
にチェックつけた場合は、その旧氏を記入してください。

旧氏の記載・変更 <input type="checkbox"/>	旧氏の削除 <input type="checkbox"/>
通称に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。通称の記載に チェックつけた場合は、その通称を記入してください。	
通称の記載 <input type="checkbox"/>	通称の削除 <input type="checkbox"/>

券面記載事項の変更に伴い、失効する署名用電子証明書を発行する場合、□欄にチェックをつけてください。

申請内容	署名用電子証明書の発行 <input type="checkbox"/>
------	--------------------------------------

代替対象文字の有無を以下に記入してください。

代替対象文字 の有無	(無・有)	常用している文字	(例: 古ーお)
---------------	-------	----------	----------

※ 申請される方の住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)が  
あることを経路上ご存知の場合は、有に○を付けてください。  
また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするた  
め、記入してください。分からない場合は、記入していただく必要はありません。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係
住所	
電話番号	

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日		
	令和 年 月 日		
署名用電子証明書	通信の有無	破壊/職権失効の有無と回数	発行手数料額
	1. 無 ( ) 回	1. 無 ( ) 回	円
	2. 有 ( ) 回	2. 有 ( ) 回	
		無通信、破壊/職権失効及び発行手数料無料の理由	

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

### 3 個人番号カードの暗証番号の変更

ア 市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。変更申請者又はその法定代理人に、自ら旧暗証番号及び新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない。

イ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号変更申請書を提出したときは、代理人に対し、次に掲げる書類を全て提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する。

- (ア) 交付申請者の署名又は記名押印がある委任状
- (イ) 回答書
- (ウ) 代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類については、第4-3-(1)-AからCまでに準じて取り扱う。

この場合においては、回答書等に変更申請者によって旧暗証番号及び新暗証番号を記載させ、届出をさせたいうで、市町村職員が暗証番号の変更を行う。

ウ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更については、第4-3-(6)に準じて取り扱う。

### 4 個人番号カードの暗証番号の再設定

ア 市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第4-3-(1)又は(4)により本人確認を行ったうで、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない。

イ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号再設定申請書を提出したときは、第7-3-イに準じて取り扱う。

この場合においては、回答書等に再設定申請者によって新暗証番号を記載させ、届出をさせたいうで、市町村職員が暗証番号の再設定を行う。

ウ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定については、第4-3-(6)に準じて取り扱う。

個人番号カード暗証番号変更・再設定申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号変更・再設定申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード  
暗証番号変更・再設定申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			

申請の内容について、該当する番号に○をつけてください。

申請内容	1. 住民基本台帳用	2. 券面事項入力補助用
	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・電子証明書の暗証番号変更・再設定申請書と統合することとして差し支えありません。

**個人番号カード暗証番号変更・再設定  
電子証明書暗証番号変更・再設定  
申請書**

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

申請の内容について、該当する番号に○をつけてください。

申請内容	1. 署名用電子証明書	2. 利用者証明用電子証明書
	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。
	3. 住民基本台帳用	4. 券面事項入力補助用

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。



5 個人番号カードを紛失した旨の届出

ア 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けたときは、直ちに個人番号カード運用状況を一時停止とする（法第17条第5項）。

イ 電話又は窓口での口頭による届出も受理することとし、氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別等の申告を求め、本人確認を行う。

また、代理人による届出も受理することとし、本人確認とあわせて、個人番号カードの交付を受けている者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。

ウ 個人番号カードを紛失した旨の届出の受理状況についての市町村任意形式の記録簿を作成し、管理する。

エ 紛失・廃止届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード  
紛失・廃止届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
紛失の経緯			
失届した 遺届警察署※2	(                    ) 警察署 電話番号 (                    )                    -		
遺失届受理番号 ※2			

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 個人番号カードの再交付を希望しない場合は、遺失届を届け出た警察署及び遺失届受理番号は記載不要です。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード紛失・廃止届  
電子証明書 失効申請/秘密鍵漏えい等届出書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
紛失の経緯			
遺失届出 警察署 番号	( ) 警察署	電話番号	( ) -
遺失届受理 番号	※2		

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 個人番号カードの再交付を希望しない場合は、遺失届を届け出た警察署及び遺失届受理番号は記載不要です。

失効申請等について、該当するものに○を付けてください。また、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（個人番号カード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいた場合にはその旨と、もしその番号をお分かりになる場合には併せてそれをご記入ください。  
なお、個人番号カードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該個人番号カードより消去いたしますので、あらかじめご了承ください。

署名用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)			
利用者証明用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)			

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

## ※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加え、住所の記載も省略することが可能です。

6 紛失した個人番号カードを発見した旨の届出

ア 個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。

イ アの届出を受理するに際しては、発見した個人番号カードを提示させる。

ウ 一時停止解除届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書一時停止解除届の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード  
一時停止解除届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
解除理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・ 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・ 電子証明書の一時停止解除届と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード一時停止解除届  
利用者証明用電子証明書一時停止解除届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
解除理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係
住所	
電話番号	

※ 事務処理記載欄

受付担当者	利用者証明用電子証明書シリアル番号	受付年月日
		令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

## 7 個人番号カードの廃止又は回収

ア 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードの返納があったときは、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（法第17条第7項、令第15条第1項、第2項及び第4項、省令第31条）。

この場合において、他の届出等とあわせて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届の提出に代えることができる。

イ 個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、直前の住所地市町村長は、当該個人番号カードを個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第3項）。

(ア) 国外に転出したとき。

(イ) 最初の転入届を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定日から30日を経過し、又は転入をした日から14日を経過したとき。

(ウ) 住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

(エ) 住民票が消除されたとき（転出したとき（国外に転出したときを除く。）、日本の国籍の取得若しくは喪失をしたとき、死亡したとき及び(ア)又は(ウ)に該当したときを除く。）。

なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(イ)又は(エ)のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長において返納を受け付けても差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を直前の住所地市町村長に通知し、当該直前の住所地市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。

ウ 個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長は、当該個人番号カード（(オ)の場合は、発見した個人番号カード）を個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第2項、省令第28条第5項）。

(ア) 個人番号カードの有効期間が満了したとき。

(イ) 転出届をした場合において、当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から90日を経過し、又は当該市町村長の統括する市町村から転出したとき。

(ウ) 住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

(エ) 本人の請求又は職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定により個人番号カードの返納を求められたとき。

(オ) 個人番号カードの再交付を受けた場合において、紛失した個人番号カードを発見したとき。

(カ) 個人番号カードの交付又は第7-1-ア若しくは2-イによる個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認められ、当該個人番号カードの返納を命ぜられたとき。

アからウまでの場合において、他の届出等とあわせて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、郵便等又は代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

エ 個人番号カードの交付を受けている者の住民票が消除されたとき（転出をしたとき又は日本の国籍の取得若しくは喪失をしたときを除く。）

は、アの場合を除き、その処理と連動して、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第4号から第6号まで、住基令第8条の2）。

オ 錯誤に基づき、又は過失により個人番号カードを交付した場合であって、当該個人番号カードの返納を命ずることを決定した旨を通知し、又は公示したときは、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第10号及び第16条）。

カ 個人番号カード返納届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請書の様式と統合しても可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりである。



## 個人番号カード返納届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
返納理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード返納届  
電子証明書 失効申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
返納理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

失効申請等について、該当するものに○を付けてください。また、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（個人番号カード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいている場合にはその旨と、もしその番号をお分かりになる場合には併せてそれをご記入ください。なお、個人番号カードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該個人番号カードより消去いたしますので、あらかじめご了承ください。

署名用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		
利用者証明用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

## 8 個人番号カードの廃棄

個人番号カードの返納を受けた場合、当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じたうえで物理的に廃棄する（令第17条）。

なお、市町村長は、国外への転出により個人番号カードの返納を受けた場合には、個人番号カードの追記欄等に、転出届の年月日及び「国外転出により返納」等と記載し、職印を押したうえで、返納した者に還付する（省令第32条第1項）。

## 第8 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等

### 1 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任

市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる（省令第35条第1項）。

また、委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示する（省令第35条第2項）。

ア 個人番号カード交付通知書の作成

イ 個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

### 2 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務

機構は、個人番号通知書及び個人番号カードに関して以下の事務を実施する（法第16条の2、省令第23条の2）。

ア 個人番号カードの作成

イ 個人番号カードの作成及び運用状況の管理

ウ 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（以下「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

エ 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

オ 交付申請書及び第28条第1項に規定する再交付申請書の受付及び保存

カ 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付

キ 市町村長から委任された第8-1の事務

### 3 市町村長から機構への通知

#### (1) 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する機構への通知

委任市町村長は、次の事項を、機構に通知する（省令第36条第1項）。

ア 個人番号カード交付通知書の発送先の住所等

イ アに掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

#### (2) 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務に関する機構への通知

市町村長は、次の事項を、機構に通知する（省令第36条第2項）

ア 個人番号通知書、個人番号カードの交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

イ 個人番号通知書等の発送先の住所等

ウ 第8-2-エに係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨

エ 個人番号カードの発送先の住所等

オ 第8-2-イの事務に係る事項として、次の場合に該当する場合には、その旨

(ア) 個人番号カードを交付した場合

- (イ) 個人番号カードを紛失した旨の届出（利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合
- (ウ) 紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合
- (エ) 個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合
- (オ) 個人番号カードの返納を受けた場合

カ 前各号に掲げる事項のほか、法第16条の2に規定する事務を実施するために必要な事項

(3) 通知の方法

(1)及び(2)の通知は、個人番号カード等技術基準に基づき、電気通信回線を通じて行う（省令第36条第3項）。

第9 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置

1 請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

(1) 請求に際する通知カードの返納

従前の個人番号に代わる個人番号の指定を請求する者が通知カード所持者（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（令和2年5月25日。以下「第6号施行日」という。）において現に通知カードの交付を受けている者をいう。以下同じ。）である場合には、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）」（令和2年5月21日付け総行住第98号）による改正前の本事務処理要領（以下「旧事務処理要領」という。）第1-2の例により、当該通知カードの返納を求める。

(2) 請求の際に提出させる書類

従前の個人番号に代わる個人番号の指定を請求する者が通知カード所持者である場合には、第1-2-(1)-イ又は第1-2-(5)-ウにかかわらず、旧事務処理要領の例により、当該通知カードを提出させることとして差し支えない。ただし、通知カード所持者のうち、次に掲げるものを除く。

ア 第6号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者

イ 第6号施行日前に当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者であって、当該通知カードの追記欄等に変更に係る事項の記載を受けていないもの

2 職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

職権により従前の個人番号に代わる個人番号を指定する場合であって、当該個人番号により識別される者が通知カード所持者であるときは、旧事務処理要領第1-3-イの例により、当該通知カードの返納を求める旨を当該個人番号と併せて通知する。

3 通知カードの手続

(1) 通知カードを紛失した旨の届出

通知カード所持者についての通知カードを紛失した旨の届出については、旧事務処理要領第2-3-(3)の例による。

(2) 紛失した通知カードを発見した旨の届出

通知カード所持者についての紛失した通知カードを発見した旨の届出については、旧事務処理要領第2-3-(4)の例による。

(3) 通知カードの返納

通知カード所持者についての通知カードの返納については、旧事務処理要領第2-3-(5)の例によるものとする。

(4) 通知カードの廃棄

通知カード所持者についての通知カードの廃棄については、旧事務処理要領第2-3-(6)の例によるものとする。

4 個人番号カードの交付

交付申請者が通知カード所持者である場合には、当該交付申請者に対し、当該通知カードの返納を求める。

なお、第4-3-(3)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、住所地市町村長以外の市町村長は、返納を受けた通知カードを住所地市町村長に送付する。

5 通知カード・個人番号カード関連事務の委任

ア 第6号施行日前において、市町村長が機構に委任した通知カード・個人番号カード関連事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第50号）による改正前の省令第35条第1項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務をいう。以下同じ。）（旧事務処理要領第4-1-イ及びクに掲げる事項に限る。イにおいて同じ。）については、旧事務処理要領第4-1の例により、第6号施行日後においても、機構が行う。ただし、当該通知カード・個人番号カード関連事務については、当該市町村長が並行して行うことができる。

イ アの場合において、通知カード・個人番号カード関連事務の委任の解除及び委任した市町村長による通知カード・個人番号カード関連事務の実施等については、旧事務処理要領第4-3及び4の例による。

ウ 第6号施行日の前日において機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長は、第6号施行日に、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

エ ウの場合において、第6号施行日前に機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示することを要しない。

第10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第83号）附則第2条による経過措置

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という）の施行の前日において機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長は、改正省令の施行日（令和3年9月1日）に、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

また、この場合において、改正省令の施行の前日において機構に・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示することを要しない。